

受 理 番 号	陳情第 8 号	受 理 年 月 日	令 和 元 年 1 1 月 1 1 日
件 名	安全対策施設の未完成的な川内原発の即時停止を求める陳情		
陳 情 者	原発再稼働に反対する全国自治体議員の会 鹿児島事務局 松田 勝美		
要 旨			
<p>原子力規制委員会は、2019年4月24日の定例会で、原発の「特定重大事故等対処施設」（以下「特重施設」）が、設置期限までに完成しない原発に対して、運転停止を命ずることとした。「特重施設」は、福島第一原発事故を教訓に、2013年に新規規制基準で新たに義務付けられた、原発に重大事故が起きた際に原子炉の冷却を続けるための安全対策施設である。しかし、規制委員会が新規規制基準施行後5年の猶予を与え、さらに原発の工事計画認可日から5年以内の完成へと設置基準を延長したにもかかわらず、各地の原発は「特重施設」が未完成的なままである。</p> <p>規制委員会は、2020年の東京オリンピックに向けたテロ対策の強化を迫る政府の意向から、期限までに「特重施設」を設置できない川内原発の1号機を2020年3月に、5月に2号機を停止させることになる。</p> <p>今年7月から定期点検中の川内原発1号機は、11月初めに営業運転に入った。九州電力による「特重施設」の完成延期申請は認められず、1号機も2号機も期限までに間に合わせることは不可能である。しかも、川内原発1・2号機は、築40年に近づいている老朽原発で、事故を起こす確率も高まっているところに、「特重施設」が未完成的のまま稼働していることは、非常に危険な状態にあるといえる。市民の安全確保のため、2020年の設置期限まで、川内原発1・2号機を稼働させるのではなく、直ちに停止することを市議会として、関係機関に要請しなくてはならない状況であると考えている。</p> <p>私たち全国の自治体議員は、薩摩川内市議会が市民の生命と暮らしを守るために、以下の点について、国、原子力規制委員会と県知事に意見書を、九州電力に対し要請書を提出するよう求める。</p>			
記			
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国、原子力規制委員会に対して、新規規制基準で定めた安全対策施設（特定重大事故等対処施設）が未完成的な川内原発1・2号機の即時停止を命ずるよう求めること。</li> <li>2 鹿児島県知事に、安全対策施設の未完成的な川内原発1号機の停止と、定期点検後も安全対策未完成的の2号機をそのまま停止するよう求めること。</li> <li>3 九州電力に対し、安全対策施設の未完成的な川内原発1・2号機の停止を求めること。</li> </ol>			

